

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更について

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平 21 法 75 号）により、独立行政法人北方領土問題対策協会法（平 14 法 132 号）が一部改正され、当協会の業務に北方四島交流事業の実施が含まれることの明確化及び北方地域元居住者の定義見直しが行われたため、これに伴い業務方法書の所要の規定の整備を行うこととしたい。また、貸付利率の一部変更を行うこととしたい。

○ 変更事項

- ・ 協会業務における北方四島交流等事業の明確化
- ・ 北方地域元居住者の定義の見直し
- ・ 上記変更による条ずれのための所要の改正
- ・ 貸付金の利率の一部変更

○ 変更内容

- ・ 協会業務における北方四島交流事業の明確化

北方四島交流事業（日本国民と継続的にかつ現に北方地域に居住するロシア連邦国民との間の相互理解の増進を図り、北方領土問題の解決に寄与することを目的として行われるこれらの者の旅券及び査証を用いない相互訪問の事業）が協会の業務に含まれていることの明確化を行うもの。

- ・ 北方地域元居住者の定義見直し

「昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者の子で同日後北方地域において出生したものを、北方地域に生活の本拠を有していた者の子（二世）としてではなく、北方地域元居住者（一世）として位置づけるもの。

- ・ 上記変更による条ずれのための所要の改正

- ・ 貸付利率の変更

現在、事業資金が基準としている漁業近代化資金の利率が 1.70%、経営資金のうち、償還期限 1 年超 3 年以内が基準としている日本政策金融公庫経営改善資金が 1.85%、また、住宅資金が基準としているフラット 35 の利率が 2.819%となっている。

(なお、経営資金のうち、償還期限 1 年以内が基準としている北海道漁業振興資金の利率は前回改正時と同率の 1.50%)

このことから当協会の貸付利率について、事業資金を 1.36%、経営資金のうち償還期限 1 年超 3 年以内を 1.48%、住宅資金を 2.25% にそれぞれ変更するもの。

(なお、経営資金のうち、償還期限 1 年以内は現行と同率の 1.20%)

※ 事業資金：業務方法書別表の「貸付金の種類」の 1. 個人が営む漁業に必要な資金及び 2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金の「貸付金の使途」のうち、(1)～(4)並びに 3. 個人が営む商工業及びその他の事業（漁業及び農畜産林業を除く）に必要な資金の「貸付金の使途」のうち、(1)・(2)を指す。

経営資金：業務方法書別表の「貸付金の種類」の 1. 個人が営む漁業に必要な資金及び 2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金の「貸付金の使途」のうち、(7)並びに 3. 個人が営む商工業及びその他の事業（漁業及び農畜産林業を除く）に必要な資金の「貸付金の使途」のうち、(5)を指す。

住宅資金：業務方法書別表の「貸付金の種類」の 4. 生活に必要な資金の「貸付金の使途」のうち、(4)～(6)を指す。

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条及び独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令（平成15年内閣府・農林水産省令第12号）第1条に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行い、併せて北方四島交流事業及び北方地域に生活を有していた者等に対する援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するとともに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者等（北方地域旧漁業権者等法第2条第2項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。以下同じ。）その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する業務を行う。

2 協会は、これらの業務の重要性及び総合的、一体的な処理の必要性にかんがみ、その業務の遂行に当たっては独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成14年法律第132号。以下「協会法」という。）の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等と密接な連携を保ち、能率的かつ効果的な業務運営を図ることを基本方針とする。

(国民世論の啓発)

第3条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を図る。

- 一 北方領土返還要求運動の推進
- 二 青少年や教育関係者に対する啓発の実施
- 三 わかりやすい情報を提供

(北方四島交流事業の実施)

第4条 協会は、北方四島交流事業（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）第2条第4項に規定する交流等事業のうち、同項第1号に掲げるもの）を実施する。

(調査研究)

第 5 条 協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を実施する。

(援護事業)

第 6 条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、昭和 20 年 8 月 15 日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行う。

- 一 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援
- 二 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援

(附帯業務)

第 7 条 協会は、第 3 条から前条までに定める業務に附帯する業務として、広報活動等の実施、地方公共団体との連携を推進することができる。

(北方地域旧漁業権者等法第 4 条に関する業務)

第 8 条 協会は、次項の各号に定めるところにより、北方地域旧漁業権者等法第 4 条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を実施する。

2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。

(貸付条件等)

- 一 貸付金の種類、貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間及び貸付金の限度額並びに年間の貸付枠については、別表のとおりとする。

(保証人及び担保)

- 二 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不適當で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。

(償還の方法)

- 三 貸付金の償還は、割賦又は一時払いとする。

(貸付条件の変更)

- 四 災害その他特別の事由により、貸付を受けた者につき元利金の支払いが著しく困難であると認める場合には、貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

(重複貸付の制限)

五 現に転貸機関より貸付を受けている者に対する同一融資対象への貸付はできない。

(転貸資金の貸付条件)

六 転貸機関が行う協会資金の転借人への貸付は、協会が行う直接貸付にかかる資金の貸付条件と同一の条件を附すべきこととする。

(貸付業務の委託の基準)

七 協会は、金融機関に対して、財務内容を検討し、以下の基準により貸付業務の一部を委託することができる。

- (ア) 受託金融機関（以下「受託者」という。）は、受託業務に必要な資金の交付を受けたときは、協会に対し、別に定めるところにより利息を支払うものとする。
- (イ) 協会は、受託者に対し、別に定めるところにより受託業務取扱手数料を支払うものとする。
- (ウ) 受託者における受託業務に関する諸費用は、原則として受託者の負担とする。
- (エ) 受託者は、その取り扱いに係る貸付金の元金の償還又は利息の支払いの最終期限到来後 6 ヶ月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は払込みがなかったときは、受託者は直ちに当該未払元利金の 2 割に相当する金額を協会に対し、借受人に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならない。
- (オ) 協会は、受託者が同号(エ)の規定による弁済を直ちにすることが事務処理上適当としない理由がある場合には、受託者の弁済を猶予することができる。
- (カ) 受託者が同号(エ)の規定により弁済した後、当該貸付金について元利金の払込み又は回収金の 2 割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができる。受託者がその求償権に基づき回収した金額についても、また同様とする。
- (キ) 受託者は、貸付金が貸付の目的以外に使用されないことがないよう適切な措置をとらなければならない。
- (ク) 受託者は、協会から委託された業務に関し経理を別にし、これに関する所定の報告をしなければならない。

(事業の認定等に関する委嘱)

八 協会は、都道府県等に対し、必要あるときは設計の審査、工事の認定等の事務を委嘱することができる。

(業務委託の基準)

第9条 協会は、第3条から第6条までに定める業務のうち、自ら実施することが効率的でないと認めるものについて、次の各号に掲げる基準に従い、業務の全部又は一部の実施を委託することができる。

- 一 受託者は、委託業務を適正に実施することができる者のうちから、次条に定める競争入札その他の適切な方法で選定すること。
- 二 業務の委託の範囲を明確に定めること。
- 三 受託者との契約は、業務の委託の範囲、委託期間、委託業務遂行に当たっての留意事項、受託者が法令、契約等で定められた義務に違反した場合の措置につき定めた書面により行うこと。

(競争入札その他の契約に関する基本的事項)

第10条 協会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争に付さなければならない。

- 2 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができる。
- 3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが、不利と認められる場合においては、随意契約によることができる。
- 4 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- 6 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が協会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(業務の受託)

第11条 協会は、北方四島交流受入事業等の業務の実施を受託しようとするときは、委託者と受託契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約においては、原則として、次の事項を定めるものとする。
 - 一 業務の題名
 - 二 業務の目的及び概要
 - 三 業務の開始及び完了の時期
 - 四 業務実施の方法
 - 五 業務の受託料の額及び受取方法
 - 六 業務の受託料が適正に支払われないときの措置

七 業務の遂行が困難となったときの措置

八 その他必要な事項

3 業務の実施を受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

(細 則)

第 12 条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 16 年 12 月 1 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 28 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 27 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 2 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 25 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 4 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 15 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 28 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 9 月 29 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 月 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別 表
1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者	<u>1.36%</u>	15年以内 木船9年・機器7年	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 漁船用機器の設置					
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置					
	(4) 漁具又は漁網網の購入			5年以内	1年以内	
	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	漁業協同組合	<u>0.86%</u>	15年以内 木船9年・機器7年	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(4)の転貸			5年以内	1年以内	
	(7) 経営資金	漁業を営む者	1.20%	1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内
			<u>1.48%</u>	1年超3年以内		
(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	0.70%	1年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額	
		<u>0.98%</u>	1年超3年以内			
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	農畜産業を営む者	<u>1.36%</u>	15年以内	2年以内	1人当たり各1,800万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置					
	(3) 家畜又は家さんの購入					
	(4) 農畜産林業用機具の購入					
	(5) 上記(1)(2)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、	<u>0.86%</u>	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(3)(4)の転貸	森林組合		7年以内	1年以内	
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	1.20%	1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内
			<u>1.48%</u>	1年超3年以内		
(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	0.70%	1年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額	
		<u>0.98%</u>	1年超3年以内			
3. 個人が営む商工業及びその他の事業（漁業及び農畜産林業を除く。）に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者	<u>1.36%</u>	15年以内	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置			7年以内	1年以内	
	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	<u>0.86%</u>	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(4) 上記(2)の転貸			7年以内	1年以内	
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	1.20%	1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内
			<u>1.48%</u>	1年超3年以内		
(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	0.70%	1年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額	
		<u>0.98%</u>	1年超3年以内			

別 表

貸付金の種類	貸付金の使途	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度	
4. 生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金	協会が特に必要と認める者	3% 据置期間中は無利息	6年以内	1年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内	
	5年以内			6ヵ月以内	1人当たり70万円以内		
	(2) 生活資金		無利息	卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあつては31万8千円以内、大学生にあつては63万円以内	
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学資金						
	(4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金		協会が特に必要と認める者	2.25%	20年以内	1年以内	1人当たり500万円以内であつて所要額の8割以内
	(5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金 (新築住宅を購入する場合を含む。)				30年以内	1年以内	1人当たり1,800万円以内であつて所要額の8割以内
	(6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附随して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む。) イ 中古住宅の取得に附随して必要な土地の取得に要する資金	30年以内			1年以内	1人当たり500万円以内であつて所要額の8割以内	
		20年以内					
(7) 上記(4)及び(6)のイの転貸	漁業協同組合、農業協同組合	1.75%	20年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額		
(8) 上記(5)及び(6)のアの転貸	信用協同組合		30年以内	1年以内			

2 年間の貸付枠（累計）
14億円以内

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書 新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条及び独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第12号)第1条に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 協会は、北方領土問題その他北方地域(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島をいう。以下同じ。)に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究(以下「調査研究」という。)を行い、併せて<u>北方四島交流事業及び北方地域に生活を有していた者等に対する援護</u>を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するとともに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。)に基づき、北方地域旧漁業権者等(北方地域旧漁業権者等法第2条第2項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。以下同じ。)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条及び独立行政法人北方領土問題対策協会の業務運営並びに財務及び会計に関する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第12号)第1条に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「協会」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第2条 協会は、北方領土問題その他北方地域(歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島をいう。以下同じ。)に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究(以下「調査研究」という。)を行い、併せて北方地域に生活を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するとともに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和36年法律第162号。以下「北方地域旧漁業権者等法」という。)に基づき、北方地域旧漁業権者等(北方地域旧漁業権者等法第2条第2項に規定する北方地域旧漁業権者等をいう。以下同じ。)その他の者に対し、漁</p>

その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する業務を行う。

- 2 協会は、これらの業務の重要性及び総合的、一体的な処理の必要性にかんがみ、その業務の遂行に当たっては独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号。以下「協会法」という。）の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等と密接な連携を保ち、能率的かつ効果的な業務運営を図ることを基本方針とする。

（国民世論の啓発）

第 3 条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を図る。

- 一 北方領土返還要求運動の推進
- 二 青少年や教育関係者に対する啓発の実施
- 三 わかりやすい情報を提供

（削除）

（北方四島交流事業の実施）

第 4 条 協会は、北方四島交流事業（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）第 2 条第 4 項に規定する交流等事業のうち、同項第 1 号に掲げるもの）を実施する。

業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する業務を行う。

- 2 協会は、これらの業務の重要性及び総合的、一体的な処理の必要性にかんがみ、その業務の遂行に当たっては独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号。以下「協会法」という。）の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等と密接な連携を保ち、能率的かつ効果的な業務運営を図ることを基本方針とする。

（国民世論の啓発）

第 3 条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を図る。

- 一 北方領土返還要求運動の推進
- 二 青少年や教育関係者に対する啓発の実施
- 三 わかりやすい情報を提供
- 四 北方四島交流事業の実施

（追加）

(調査研究)

第5条 協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を実施する。

(援護事業)

第6条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行う。

- 一 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援
- 二 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援

(附帯業務)

第7条 協会は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務として、広報活動等の実施、地方公共団体との連携を推進することができる。

(北方地域旧漁業権者等法第4条に関する業務)

第8条 協会は、次項の各号に定めるところにより、北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務（以下「貸付業務」

(調査研究)

第4条 協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を実施する。

(援護事業)

第5条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行う。

- 一 元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動を支援
- 二 北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援

(附帯業務)

第6条 協会は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務として、広報活動等の実施、地方公共団体との連携を推進することができる。

(北方地域旧漁業権者等法第4条に関する業務)

第7条 協会は、次の各号に定めるところにより、北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務（以下「貸付業務」

という。)を実施する。

2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。

(貸付条件等)

一 貸付金の種類、貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間及び貸付金の限度額並びに年間の貸付枠については、別表のとおりとする。

(保証人及び担保)

二 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不相当で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。

(償還の方法)

三 貸付金の償還は、割賦又は一時払いとする。

(貸付条件の変更)

四 災害その他特別の事由により、貸付を受けた者につき元利金の支払いが著しく困難であると認める場合には、貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

(重複貸付の制限)

五 現に転貸機関より貸付を受けている者に対する同一融資対象への貸付はできない。

(転貸資金の貸付条件)

という。)を実施する。

2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。

(貸付条件等)

一 貸付金の種類、貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間及び貸付金の限度額並びに年間の貸付枠については、別表のとおりとする。

(保証人及び担保)

二 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不相当で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。

(償還の方法)

三 貸付金の償還は、割賦又は一時払いとする。

(貸付条件の変更)

四 災害その他特別の事由により、貸付を受けた者につき元利金の支払いが著しく困難であると認める場合には、貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。

(重複貸付の制限)

五 現に転貸機関より貸付を受けている者に対する同一融資対象への貸付はできない。

(転貸資金の貸付条件)

六 転貸機関が行う協会資金の転借人への貸付は、協会が行う直接貸付にかかる資金の貸付条件と同一の条件を附すべきこととする。

(貸付業務の委託の基準)

七 協会は、金融機関に対して、財務内容を検討し、以下の基準により貸付業務の一部を委託することができる。

(ア) 受託金融機関（以下「受託者」という。）は、受託業務に必要な資金の交付を受けたときは、協会に対し、別に定めるところにより利息を支払うものとする。

(イ) 協会は、受託者に対し、別に定めるところにより受託業務取扱手数料を支払うものとする。

(ウ) 受託者における受託業務に関する諸費用は、原則として受託者の負担とする。

(エ) 受託者は、その取り扱いに係る貸付金の元金の償還又は利息の支払いの最終期限到来後6ヵ月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は払込みがなかったときは、受託者は直ちに当該未払元利金の2割に相当する金額を協会に対し、借受人に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならない。

(オ) 協会は、受託者が同号(エ)の規定による弁済を直ちにすることが事務処理上適当としない理由がある場合

六 転貸機関が行う協会資金の転借人への貸付は、協会が行う直接貸付にかかる資金の貸付条件と同一の条件を附すべきこととする。

(貸付業務の委託の基準)

七 協会は、金融機関に対して、財務内容を検討し、以下の基準により貸付業務の一部を委託することができる。

(ア) 受託金融機関（以下「受託者」という。）は、受託業務に必要な資金の交付を受けたときは、協会に対し、別に定めるところにより利息を支払うものとする。

(イ) 協会は、受託者に対し、別に定めるところにより受託業務取扱手数料を支払うものとする。

(ウ) 受託者における受託業務に関する諸費用は、原則として受託者の負担とする。

(エ) 受託者は、その取り扱いに係る貸付金の元金の償還又は利息の支払いの最終期限到来後6ヵ月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は払込みがなかったときは、受託者は直ちに当該未払元利金の2割に相当する金額を協会に対し、借受人に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならない。

(オ) 協会は、受託者が同号(エ)の規定による弁済を直ちにすることが事務処理上適当としない理由がある場合

には、受託者の弁済を猶予することができる。

(カ) 受託者が同号(エ)の規定により弁済した後、当該貸付金について元利金の払込み又は回収金の2割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができる。受託者がその求償権に基づき回収した金額についても、また同様とする。

(キ) 受託者は、貸付金が貸付の目的以外に使用されないよう適切な措置をとらなければならない。

(ク) 受託者は、協会から委託された業務に関し経理を別にし、これに関する所定の報告をしなければならない。

(事業の認定等に関する委嘱)

八 協会は、都道府県等に対し、必要あるときは設計の審査、工事の認定等の事務を委嘱することができる。

(業務委託の基準)

第9条 協会は、第3条から第6条までに定める業務のうち、自ら実施することが効率的でないと認めるものについて、次の各号に掲げる基準に従い、業務の全部又は一部の実施を委託することができる。

一 受託者は、委託業務を適正に実施することができる者のうちから、次条に定める競争入札その他の適切な方法で選定すること。

には、受託者の弁済を猶予することができる。

(カ) 受託者が同号(エ)の規定により弁済した後、当該貸付金について元利金の払込み又は回収金の2割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができる。受託者がその求償権に基づき回収した金額についても、また同様とする。

(キ) 受託者は、貸付金が貸付の目的以外に使用されないよう適切な措置をとらなければならない。

(ク) 受託者は、協会から委託された業務に関し経理を別にし、これに関する所定の報告をしなければならない。

(事業の認定等に関する委嘱)

八 協会は、都道府県等に対し、必要あるときは設計の審査、工事の認定等の事務を委嘱することができる。

(業務委託の基準)

第8条 協会は、第3条から5条までに定める業務のうち、自ら実施することが効率的でないと認めるものについて、次の各号に掲げる基準に従い、業務の全部又は一部の実施を委託することができる。

一 受託者は、委託業務を適正に実施することができる者のうちから、次条に定める競争入札その他の適切な方法で選定すること。

- 二 業務の委託の範囲を明確に定めること。
- 三 受託者との契約は、業務の委託の範囲、委託期間、委託業務遂行に当たっての留意事項、受託者が法令、契約等で定められた義務に違反した場合の措置につき定めた書面により行うこと。

(競争入札その他の契約に関する基本的事項)

第10条 協会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争に付さなければならない。

- 2 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができる。
- 3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが、不利と認められる場合においては、随意契約によることができる。
- 4 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高

- 二 業務の委託の範囲を明確に定めること。
- 三 受託者との契約は、業務の委託の範囲、委託期間、委託業務遂行に当たっての留意事項、受託者が法令、契約等で定められた義務に違反した場合の措置につき定めた書面により行うこと。

(競争入札その他の契約に関する基本的事項)

第9条 協会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合において、次項及び第3項に規定する場合を除き、一般競争に付さなければならない。

- 2 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者が少数で前項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付することができる。
- 3 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが、不利と認められる場合においては、随意契約によることができる。
- 4 契約に係る予定価格が少額である場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 5 第1項又は第2項に規定する競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高

又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

- 6 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が協会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(業務の受託)

第 11 条 協会は、北方四島交流受入事業等の業務の実施を受託しようとするときは、委託者と受託契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約においては、原則として、次の事項を定めるものとする。

- 一 業務の題名
- 二 業務の目的及び概要
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 業務実施の方法
- 五 業務の受託料の額及び受取方法
- 六 業務の受託料が適正に支払われないときの措置
- 七 業務の遂行が困難となったときの措置
- 八 その他必要な事項

- 3 業務の実施を受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

- 6 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が協会にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(業務の受託)

第 10 条 協会は、北方四島交流受入事業等の業務の実施を受託しようとするときは、委託者と受託契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約においては、原則として、次の事項を定めるものとする。

- 一 業務の題名
- 二 業務の目的及び概要
- 三 業務の開始及び完了の時期
- 四 業務実施の方法
- 五 業務の受託料の額及び受取方法
- 六 業務の受託料が適正に支払われないときの措置
- 七 業務の遂行が困難となったときの措置
- 八 その他必要な事項

- 3 業務の実施を受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

(細則)

第12条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

附則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附則(平成16年3月29日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則(平成16年12月1日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成17年4月1日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成18年4月28日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成18年6月27日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行す

(細則)

第11条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

附則

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附則(平成16年3月29日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附則(平成16年12月1日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成17年4月1日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成18年4月28日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附則(平成18年6月27日)

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行す

る。
附 則（平成 18 年 10 月 2 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 18 年 12 月 25 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 19 年 4 月 4 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 19 年 10 月 15 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 20 年 3 月 28 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
附 則（平成 20 年 9 月 29 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。
附 則（平成 21 年 4 月 1 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 21 年 9 月 30 日）

る。
附 則（平成 18 年 10 月 2 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 18 年 12 月 25 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 19 年 4 月 4 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 19 年 10 月 15 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 20 年 3 月 28 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
附 則（平成 20 年 9 月 29 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。
附 則（平成 21 年 4 月 1 日）
この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成 21 年 9 月 30 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 月 日）

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

貸付利率の新旧対照表

別表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	利率(年利)		償還期限 (据置期間を含む)	
		変更後	現行		
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1)から(4)まで [略]	<u>1.36%</u>	<u>1.28%</u>	[略]	
	(5)及び(6) [略]	<u>0.86%</u>	<u>0.78%</u>	[略]	
	(7) [略]	現行と同じ		1.20%	1年以内
		<u>1.48%</u>	<u>1.52%</u>	1年超3年以内	
	(8) [略]	現行と同じ		0.70%	1年以内
<u>0.98%</u>		<u>1.02%</u>	1年超3年以内		
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1)から(4)まで [略]	<u>1.36%</u>	<u>1.28%</u>	[略]	
	(5)及び(6) [略]	<u>0.86%</u>	<u>0.78%</u>	[略]	
	(7) [略]	現行と同じ		1.20%	1年以内
		<u>1.48%</u>	<u>1.52%</u>	1年超3年以内	
	(8) [略]	現行と同じ		0.70%	1年以内
<u>0.98%</u>		<u>1.02%</u>	1年超3年以内		
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	(1)及び(2) [略]	<u>1.36%</u>	<u>1.28%</u>	[略]	
	(3)及び(4) [略]	<u>0.86%</u>	<u>0.78%</u>	[略]	
	(5) [略]	現行と同じ		1.20%	1年以内
		<u>1.48%</u>	<u>1.52%</u>	1年超3年以内	
	(6) [略]	現行と同じ		0.70%	1年以内
<u>0.98%</u>		<u>1.02%</u>	1年超3年以内		
4. 生活に必要な資金	(1)及び(2) [略]	現行と同じ	3.00% 据置期間中は無利息	[略]	
	(3) [略]	現行と同じ	無利息	[略]	
	(4)から(6)まで [略]	<u>2.25%</u>	<u>2.32%</u>	[略]	
	(7)及び(8) [略]	<u>1.75%</u>	<u>1.82%</u>	[略]	

(注)業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「据置期間」および「貸付金額の限度」欄については、省略

附則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

貸付利率の設定方法について

貸付資金のうち、住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）、事業資金、経営資金について下記のとおり利率を設定する。

記

1. 住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）の利率は、住宅金融支援機構と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット 35」の全国平均利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 2.819 & \times & 80\% & = & 2.25 \end{array}$$

2. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20 t 未満漁船資金」の利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.70 & \times & 80\% & = & 1.36 \end{array}$$

3. 経営資金の利率のうち、償還期限 1 年以内の貸付金は、北海道の制度資金である「漁業振興資金」の利率の 80%の水準に、償還期限 1 年超 3 年以内の貸付金は、日本政策金融公庫の「経営改善資金」の利率の 80%の水準にそれぞれ設定する。

【償還期限 1 年以内】

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.50 & \times & 80\% & = & 1.20 \end{array}$$

【償還期限 1 年超 3 年以内】

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.85 & \times & 80\% & = & 1.48 \end{array}$$

4. 利率は概ね 6 ヶ月ごと（4 月と 10 月）に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。

5. 上記 1～3 の算出にあたっては、小数点第 3 位以下を切り捨てするものとする。

基準割引率および基準貸付率等の推移

(単位:%)

年月日	財 融 投 資	基準割引率および基準貸付率	長期プライムレート	短期プライムレート	北 対 協			漁 業 近 代 化	政 策 公 庫 経 営	漁 業 振 興	住宅金融支援機構フラット	
					設 備	経 営						住 宅
						1年以内	1年超3年以内					
21. 2. 3											3.233	
2. 9			2.25									
2. 12	1.70							2.10				
2. 13												
2. 16										-1.50		
3. 3											3.193	
3. 9			2.25									
3. 11								-2.00				
3. 13								-1.60				
4. 1	1.60				1.28	1.20	1.60	2.55				
4. 2											3.163	
4. 10	1.70		2.30					2.10				
4. 20								1.70				
5. 1											3.283	
5. 8			2.10									
5. 11								2.10				
5. 20	1.80											
5. 27								1.80				
6. 2											3.202	
6. 9			2.10									
6. 10	1.80							2.00				
6. 18								1.80				
7. 2											3.034	
7. 10	1.70		1.90					1.90				
7. 21								1.70				
8. 4											2.975	
8. 11			1.95					1.70				
8. 12	1.70							1.90				
9. 2											2.907	
9. 9	1.60							1.90				
9. 10			1.80									
9. 18								1.60				
10. 1					1.28	1.20	1.52	2.32				
10. 2											2.857	
10. 9			1.70									
10. 15	1.60							1.95				

年月日	財 融 投 資	基準割引率および基準貸付率	長期プライムレート	短期プライムレート	北 対 協			漁 業 近 代 化	政 策 公 庫 経 営	漁 業 振 興	住宅金融支援機構フラット	
					設 備	経 営						住 宅
						1年以内	1年超3年以内					
21. 10. 22									1.60			
11. 4											2.906	
11. 10			1.85						1.95			
11. 13	1.70											
11. 20									1.70			
12. 2											2.811	
12. 9	1.60								1.85			
12. 10			1.65									
12. 18									1.60			
22. 1. 5										21.2.16	2.781	
1. 7			1.65							-1.50		
1. 15	1.70								1.85			
1. 22									1.70			
2. 2											2.819	
変更					1.36	1.20	1.48	2.25				